

**保存版**

# PTA 会則・細則

(卒業まで大切に保管しておいてください)

大津市立仰木の里東小学校 PTA



# 大津市立仰木の里東小学校P T A会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、大津市立仰木の里東小学校P T Aと称し、事務局を仰木の里東小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全育成と安全確保を図るとともに、会員相互の親睦と教養を高めながら、地域に開かれた学校づくりのために、学校・家庭・地域社会を結ぶ懸け橋としての役割を担うことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童の健全育成に関する活動
- (2) 学校並びに家庭・地域における教育環境の充実・向上に関する活動
- (3) 会員相互の連携を深め、教養を高めるための活動
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

(方針)

第4条 本会は、児童の健全育成を本旨とする自主独立の団体として活動し、児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在職する教職員をもって組織する。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 会長    | 1名 (保護者)           |
| (2) 副会長   | 5名 (保護者)           |
| (3) 会計    | 2名 (保護者 1名、教職員 1名) |
| (4) 庶務    | 3名 (保護者 2名、教職員 1名) |
| (5) 専門部長  | 2名 (保護者)           |
| (6) 地区委員長 | 2名 (保護者 1名、教職員 1名) |
| (7) 学級委員長 | 1名 (保護者)           |
| (8) 顧問    | 1名 (校長)            |
| (9) 相談役   | 2名 (前年度協議委員より)     |
| (10) 会計監査 | 2名 (保護者)           |

#### (役員の任務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できない時はこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 庶務は、会議の記録並びに会の運営に伴う事務を処理する。
- (5) 専門部長は各専門部の活動を統括する。
- (6) 地区委員長は地区委員を統括し、地区に関するPTA活動を運営する。
- (7) 学級委員長は学級委員を統括し、学年・学級に関するPTA活動を運営する。
- (8) 顧問は、各会議に出席し、意見を述べることができる。
- (9) 相談役は、必要があれば会議に出席し、事業等の引継ぎや助言を行う。
- (10) 会計監査は、本会の会計の監査を行う。

#### (役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員の欠員が生じた場合は、協議委員会において選出し、委員総会で承認を得る。ただし、不測の事態が生じ、緊急を要する場合には、委員総会での承認を事後とし、前条に定める役員の任務を遂行することができる。会長が残任期間を通して任務を遂行できない時は、協議委員のうちの1名が会長となる。
- 3 前項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合、委員総会で承認を得て辞任することができる。
- 5 個人の自己都合の辞任は認められない。
- 6 辞任により役員に欠員が生じた場合は新たに役員を補充しない。

### 第4章 会計と会計監査

#### (会計)

第9条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費・活動収入及び寄付金をもって充てるものとし、第2条の目的を達成するために支出する。
- 3 本会の会員は、別に定める会費を納付するものとする。

#### (会計監査)

第10条 本会に2名の会計監査をおく。

- 2 会計監査は、年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 3 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第5章 会議

#### (会議)

第11条 本会の会議は、総会、委員総会、協議委員会、地区委員会、学級委員会と各専門部会とする。

## 第6章 総会

### (総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年度当初に、臨時総会は必要ある時に、会長が招集して開催する。

3 総会の定数は、会員3分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席会員の過半数をもって決する。

## 第7章 委員総会

### (委員総会)

第13条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、重要事項を協議・決定するため、会長が招集して開催する。

2 委員総会の定数は、委員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席委員の過半数をもって決する。

### (委員総会の構成)

第14条 委員総会の構成員は、次の通りとする。

（1）会長・副会長・会計・庶務・顧問・相談役

（2）各専門部長

（3）地区委員長・地区委員

（4）学級委員長・学級委員

（5）その他、必要に応じて会長が出席を要請した者

## 第8章 協議委員会

### (協議委員会)

第15条 協議委員会は、本会の円滑な運営を図るため、会長が隨時招集して開催する。

### (協議委員会の構成)

第16条 協議委員会の構成員は、次の通りとする。

（1）会長・副会長・会計・庶務・顧問

（2）各専門部長・地区委員長・学級委員長

（3）その他、必要に応じて会長が出席を要請した者

## 第9章 地区委員会及び学級委員会

### (地区委員会)

第17条 地区委員会は、各地区の会員相互の連絡を図るとともに、各地区でのPTA活動を推進するために、必要に応じて会長または委員長が招集して開催する。

### (地区委員会の構成)

第18条 地区委員会の構成員は、次の通りとする。

（1）地区委員長

（2）地区委員

（3）その他、必要に応じて会長、地区委員長が出席を要請した者

#### (学年・学級委員会)

第19条 学級委員会は、学年・学級間の交流を密にし、教職員と協力して児童の教育向上等の活動を推進するために、必要に応じて会長または委員長が招集して開催する。

#### (学級委員会の構成)

第20条 学級委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 学級委員長
- (2) 学級委員
- (3) その他、必要に応じて会長、学級委員長が出席を要請した者

### 第10章 専門部及び専門部会

#### (専門部)

第21条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 安全指導・保健体育部
- (2) 文化教養部
- (3) その他、必要に応じ、協議委員会で協議して専門部を設置することができる。

#### (専門部の任務)

第22条 各専門部の任務は、次の通りとする。

- (1) 安全指導・保健体育部は、主に児童の安全確保を目的とした活動および、児童の健康増進に関する事業を行う。
- (2) 文化教養部は、主にベルマーク活動および、会員の教養を高めるための企画を行う

#### (専門部会)

第23条 専門部会は必要に応じて会長または部長が招集して開催する。

### 第11章 会則の改廃

#### (会則の改廃)

第24条 本会則の改廃については、総会の決議によらなければならない。

付則 この会則は、平成9年4月1日から施行する。

平成11年 5月29日改正

平成14年 5月24日改正

平成15年 5月13日改正

平成16年11月15日改正

平成20年 5月28日改正

平成26年 5月23日改正

令和 元年 5月25日改正

令和 2年 6月27日改正

# 大津市立仰木の里東小学校 P T A 細則

## 第1条（会費の額）

この会の会費は、一世帯につき月額300円とする。

## 第2条（協議委員の選出）

### 1. 会長、副会長、会計、庶務、各専門部長、地区委員長、学級委員長

1月末までに、次年度会員の中から上記協議委員の候補者を選出する。

選出された候補者は、互選で各役職を選出し、3月の委員総会で承認を得る。

協議委員を経験した世帯は、全ての委員の選出対象から除外される。

#### 〈選出方法〉

① 在籍する次年度会員（1～5年保護者）を対象に立候補を募り、立候補者が多数の場合は互選により決定する。

② 立候補者が定数に満たない時は、投票や抽選等の適切な方法によって決定する。

（投票については別記参照）

③ この場合の選出対象は 最年少子が3、4、5年生の保護者とし、学年ごとに協議委員の司会による選出の場をもつ。ただし、会員数の大幅な増減などを考慮したうえで協議委員が必要と判断した場合には最年少子が1、2年生の保護者も対象とすることができる。

④ 選出人数は3、4年生からは4名、5年生からは5名の合計13名を基準とするが前述した立候補者の人数によってその数は変わる。

⑤ 協議委員・北部ブロック事務局員を経験した世帯は、選出対象から除外する。

⑥ 選出時に地区委員、学級委員の世帯は、その年の選出対象から除外する。

⑦ 学級委員、地区委員を合計3回以上経験した世帯は、選出対象から除外する。

⑧ 個人の事情の考慮については、選出の場で協議し、決定する。

⑨ なお、選出対象が定員に満たない場合は、以上の選出対象からの除外規定にかかわらず、選出対象を協議委員会で決定する。

### 2. 相談役

協議委員（教員を除く）の中から2名を選出し、3月の委員総会で承認を得る。

## 第3条（地区委員及び副地区委員長の選出）

### 1. 地区委員の選出

協議委員選出後、2月末日までに、各地区で、次年度会員の中から次年度地区委員を選出する。選出方法は、各地区で協議して決める。

### 2. 地区委員の人数

人数は各地区1～4名とし、各地区的実情に応じて地区委員会で決める。

### 3. 副地区委員長の選出および人数

選出された地区委員の中から、互選により、副地区委員長1名を選出し、3月の委員総会で承認を得る。

#### 4. 欠員の補充

地区委員及び副地区委員長に欠員が生じた場合には、協議委員会において、選出方法を含め、その取り扱いを決定する。

### 第4条（学級委員及び副委員長、学年代表の選出）

#### 1. 学級委員の選出人数

各学級から2名の学級委員を選出する。

#### 2. 選出方法

- ① 新旧協議委員もしくは前年度学級委員が司会を行い、4月の学級懇談会の場で選出する。
- ② まず、立候補者を募り、立候補者が多数の場合は互選によって決定する。
- ③ 立候補者が定員に満たない場合には、選出対象となった者の中から、投票（別記参照）や抽選等の連切な方法によって決定する。
- ④ 以下の各号に該当する世帯は、選出対象から除外する。
  - (1) 未就学児がいる世帯
  - (2) 協議委員・北部ブロック事務局員を経験した世帯
  - (3) 学級委員を経験した世帯
- ⑤ 個人の事情の考慮については、選出の場で協議し、決定する。
- ⑥ なお、選出対象が定員に満たない場合は、以上の選出対象からの除外規定にかかわらず、選出対象を協議して定める。
- ⑦ 選出された学級委員決定者が欠席の場合には、速やかに連絡する。
- ⑧ 複数の学級で同一の保護者が選出された場合には、高学年を優先とする。  
(ただし、双生児など同学年の場合は、選出された者がいずれかを選択できる。)
- ⑨ 協議委員、地区委員は学級委員を兼任することはできない。

#### 3. 学年代表、副委員長の選出時期と人数

選出された学級委員の中から、学年代表を各学年から1名ずつ選出する。

学年代表の中から、互選により、副委員長1名を選出し、第1回委員総会で承認を得る。

#### 4. 欠員の補充

学級委員及び副学級委員長、学年代表に欠員が生じた場合には、協議委員会において、選出方法を含め、その取り扱いを決定する。

### 第5条（会計監査）

#### 1. 会計監査の選出

3月の委員総会において、委員の中から次年度の会計監査候補を選出する。

会計監査は、協議委員、地区委員、学級委員を兼務することはできない。

### 第6条（専門部）

#### 1. 専門部の構成員

学級委員（学級委員長を除く）および教職員は、いずれかの専門部に所属する。ただし、各学年学級委員で安全指導部、保健体育部、文化教養部を分担するものとする。

## 2. 新たな専門部の設置

新たに専門部が設置された場合には、その任務は協議委員会で定め、当面副会長が部長を兼務する。

## 第7条（地区の設置）

各地区は次の通りとする。

1. 仰木の里東1丁目
2. 仰木の里東2丁目
3. 雄琴北2丁目
4. 雄琴北1丁目・雄琴3丁目
5. 仰木の里東3丁目
6. 仰木の里東5丁目
7. 仰木の里東6丁目
8. 仰木の里東7丁目
9. 仰木の里東8丁目
10. 衣川1・2丁目

これ以外の世帯は原則として隣接する地区に所属する。

## 第8条（旅費交通費）

### 1. 校務出張

PTAに関する会議等に出席する場合の旅費交通費は、県職員旅費規程に準ずる実費精算とする。

### 2. その他

会長が必要と認めた場合には、協議委員会の承認を得た上で支出できるものとする。

## 第9条（慶弔）

本会は次に掲げる事項について、金品を贈り、弔意を表する。

1. 会員ならびに児童が死亡の時は、会より金5,000円と献花（または問檻一対）を添える。
2. その他、会長が必要と認めた場合には、協議委員会の承認を得た上で支出できるものとする。

## 第10条（サークル活動）

### 1. 目的

サークル活動は、PTA会員相互の連携を深め、教養を高めることを目的とし、PTA活動の一環として行う。

### 2. 構成員

サークル活動構成員は、PTA会員に限る。

各サークルには、正・副部長をそれぞれ1名置く。

### 3. 新設

サークル活動の申請に当たっては、所定の「サークル活動申請書」を協議委員会に提出しな

ければならない。

構成員が 10 名以上で、かつ、その趣旨内容が協議委員会で承認された場合には新設が認められる。

4. 更新

各サークルは、年度末に、活動報告書と次年度活動計画書を協議委員会に対し提出しなければならない。

5. 運営の責任

各サークルの運営については、原則として正・副部長が責任を負う。

ただし、必要に応じて協議委員会と協議するものとする。

6. 廃止

サークルを廃止する場合には、その旨を協議委員会に届け出るものとする。

### 第 11 条（細則の改廃）

本細則の改廃については、委員総会の決議による。

（別記）

投票による場合の委員の選出方法

1. 一人の児童に対し 1 枚の委任状（個人の事情記載欄のあるもの）を保護者に配布する。
2. 欠席の場合には、前日（やむを得ない場合は当日）までに委任状を担任に提出する。
3. 当日、本校 PTA 役員・委員歴の記載された名簿を出席者全員に配布する。  
H16 年度までの地区委員補欠、学級委員補欠は PTA 委員歴とみなさない。
4. 出席者が各自自己紹介を行った後、司会者は委任状に記載された個人の事情を読み上げる。
5. 出席者は 2 名連記で投票する。
6. 司会者が開票を行い、司会者の定めた票数を得た者を委員とする。

（同数の場合には抽選）

付則 この細則は、平成 11 年 3 月 23 日より施行する。

平成 11 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 13 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 14 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 16 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 16 年度 第 3 回委員総会にて改正  
平成 17 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 19 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 20 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 22 年度 第 2 回委員総会にて改正  
平成 25 年度 第 1 回委員総会にて改正  
令和 元年度 定期総会にて改正  
令和 2 年度 委員総会にて改正